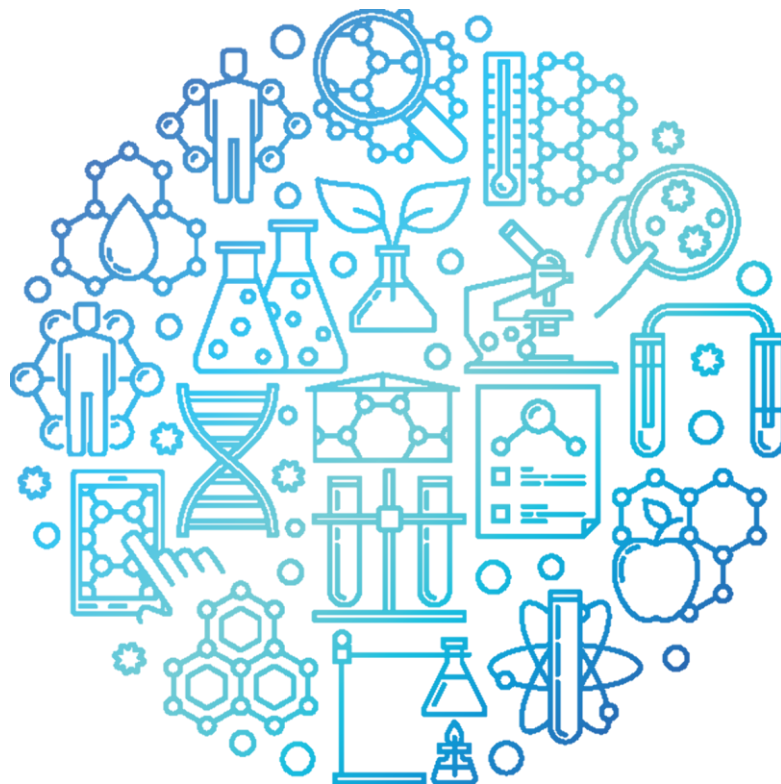




ヘルスケア分野におけるPFS/SIB活用セミナー ～実施に向けたお悩み相談と官民マッチングの場～

PFS/SIBの検討手順の紹介

有限責任監査法人トーマツ

2023年1月24日

< Confidential >

目次

PFS/SIBの概要の紹介	p.3
---------------	-----

PFS/SIBの効用の紹介	p.5
---------------	-----

PFS/SIBの検討手順の紹介	p.6
-----------------	-----

事前アンケート結果の共有	p.8
--------------	-----

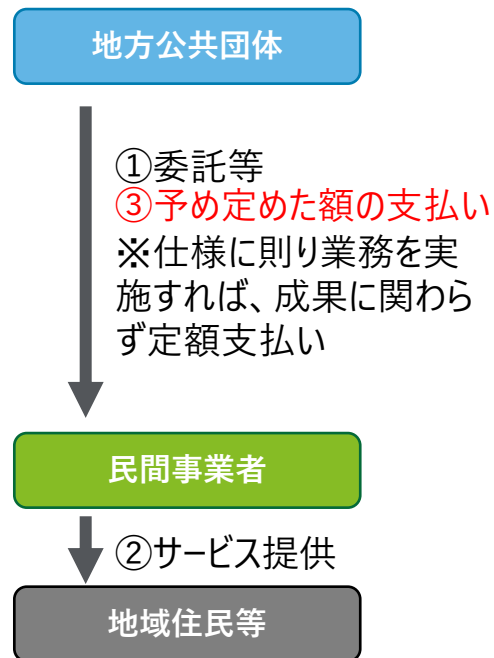
PFSは、地方公共団体等が事業者に業務委託する際に、事業実施方法について事業者に一定の裁量を持たせた上で、委託料を事業の成果指標の達成状況に連動させる仕組みです

PFS/SIBの概要の紹介

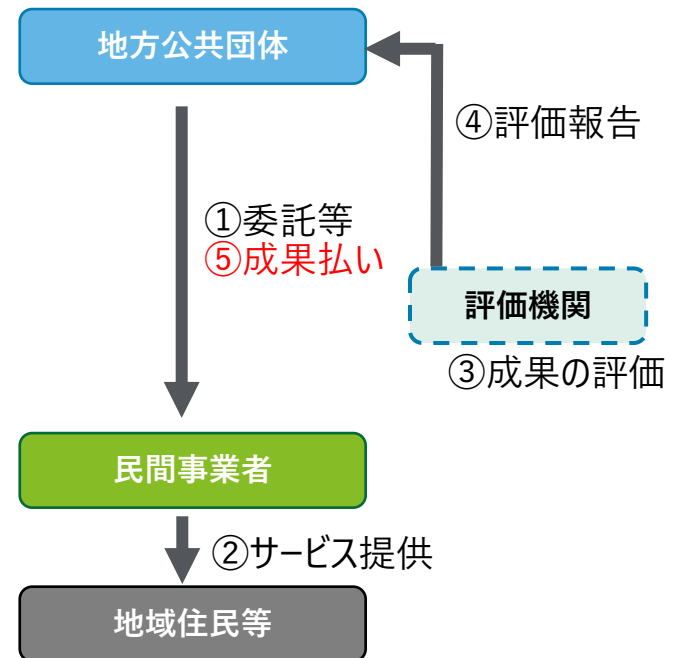
PFS/SIB の定義

- ✓ 地方公共団体等が、**民間事業者**に委託等して実施させる事業のうち、
- ✓ その事業により解決を目指す「**行政課題**」に対応した「**成果指標**」が設定され、
- ✓ 地方公共団体等が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者**に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動する事業**

【従来の委託スキーム】



【PFSのスキーム（一例）】

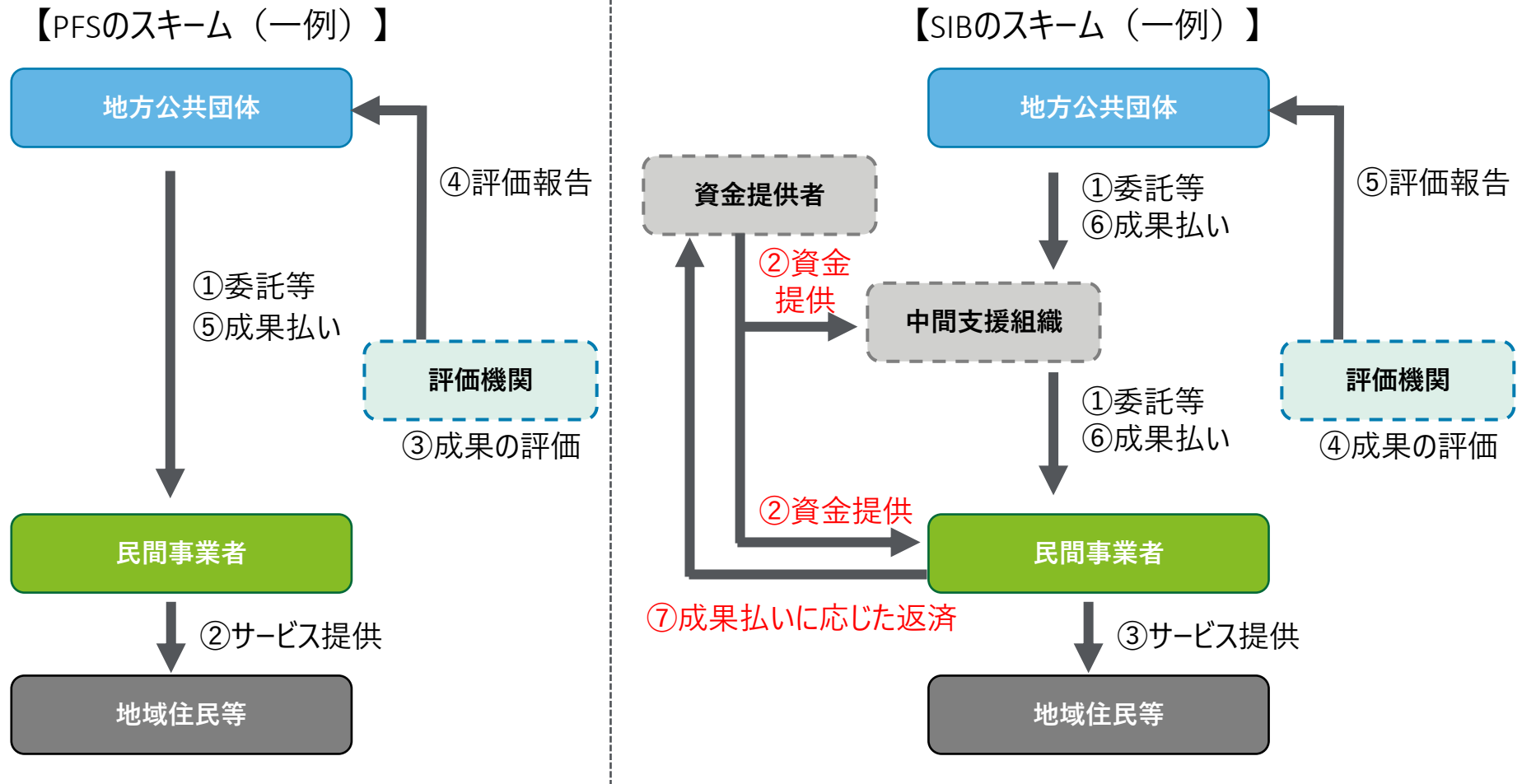


※PFS/SIBの事業スキームにおけるそれぞれの主体間の関係等は、個々の事業によって異なることに留意する必要があります。

（出所）内閣府「成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）とは」（<https://www8.cao.go.jp/pfs/pfstoha.html>）をもとに作成

SIBは、PFSによる事業スキームに民間資金提供者から資金調達を行う工程を組み合わせたものを指しますが、ベースとなる事業スキームは同様です

PFSとSIBの事業スキームの違い



※PFS/SIBの事業スキームにおけるそれぞれの主体間の関係等は、個々の事業によって異なることに留意する必要があります。

（出所）内閣府「成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）とは」（<https://www8.cao.go.jp/pfs/pfstoha.html>）をもとに作成

PFS/SIBの活用により、「行政事業の効率化・高品質化」「新規事業や試行的取組の推進」「財政効果の創出」「成果志向の普及」「産業・民間事業者の育成」等の効用が得られます

PFS/SIBの効用の紹介

行政事業の効率化・高品質化



- ✓専門的知見を有する民間事業者が成果達成の方策を検討し、かつ成果達成状況に連動して支払が行われるため、民間事業者に成果創出のインセンティブが働き、高品質な事業実施が期待される。

新規事業や試行的取組の推進



- ✓成果達成に関するリスク（主に費用負担）は原則として民間事業者（SIBの場合は資金提供者が負うことが一般的）が負うため、地方公共団体は新規事業や試行的な取組を実施しやすい。

財政効果の創出



- ✓成果達成状況に連動して支払が行われるため、限られた財源を有効に活用できる。また、設定するテーマや成果指標によっては行政コスト削減も見込まれる。

成果志向の普及



- ✓行政課題に対する介入と成果の因果関係等を評価するプロセスを踏むため、客観的かつ論理的なデータの活用・蓄積が進み、成果志向の行政運営やEBPM（Evidence-Based Policy Making:証拠に基づく政策立案）の普及が期待される。

産業・民間事業者の育成



- ✓「行政課題解決」という新たなテーマに民間事業者が取り組むことでイノベーションが促進され、新たな産業の創出が期待される。

PFS/SIB事業を実施しようとするステークホルダーの共通認識の形成を容易にし、かつ効率的な事業の実施に資するよう、実務上の一連の手順を解説したガイドラインがあります

成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success） 共通のガイドラインの紹介

《表紙》

成果連動型民間委託契約方式
(PFS: Pay For Success)
共通のガイドライン

令和3年2月
内閣府 成果連動型事業推進室

資料構成

手順

- 検討事項
- 検討事項の解説

先行事例

- 事業概要・成果指標・事業期間・契約金額・成果連動支払額・担当部署

アクセス先

内閣府
「成果連動型民間委託
契約方式
(PFS: Pay For Success)
共通のガイドライン」



<https://www8.cao.go.jp/pfs/guidelines.pdf>

PFS/SIB事業の検討にあたっては、①事業の発案、②案件形成、③公募関連資料の作成、の3フェーズがあり、特に②案件形成において、特有のテクニカルな検討が必要となります

PFS/SIBの検討手順の紹介

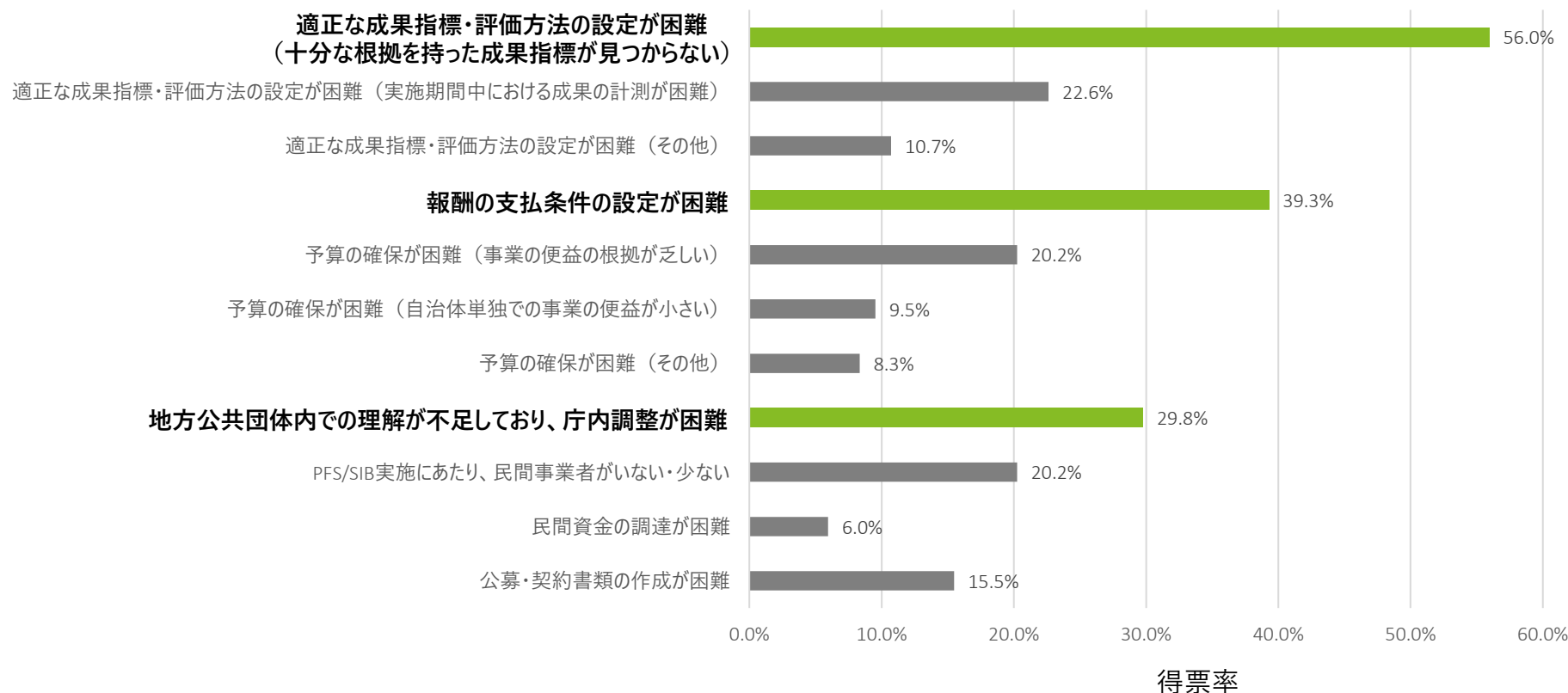
検討項目	検討内容*			
① 事業の 発案	(ア) 対象とする行政課題の選定	(イ) 事業目標等の設定		
	- 課題の実態把握および課題の深掘り - PFS/SIBの活用可能性の検討	- 事業対象者層の設定 - PFS/SIB事業実施後の対象者の改善目標の設定		
② 案件形成	(ウ) 成果指標の選定	(エ) 成果指標の 上限値等の設定	(オ) 契約期間の設定	(カ) 成果評価の方法 の検討
	- 事業目標を踏まえた成果指標の検討 - 成果指標の測定方法の検討	- 成果評価の対象とする人数の設定 - 成果指標の上限値および下限値の設定	具体的なPFS/SIB事業スケジュール（実証～評価）の検討	事業活動が成果指標値の改善に与えた影響分を把握するための成果評価の方法検討
③ 公募関連 資料の 作成	(キ) PFS/SIB事業効果の 算出、評価	(ク) 支払上限額の決定	(ケ) 支払条件の設定	(コ) 実施体制に関する 検討
	- 事業効果の算出 - 成果改善効率の向上効果の算出	- 予算規模の設定 - 支払上限額の設定 - 財源確保についての検討	- 委託費内の成果連動支払額と固定支払額の設定 - 委託費支払時期の設定	- 各ステークホルダーの役割整理 - 資金提供者の特定 - 資金提供方式、資金提供者のリスクとリターンの設定
事業開始	(サ) 民間事業者の選定 方法	(シ) 成果水準書案等 の作成	(ス) 選定基準等の設定	(セ) PFS/SIB契約の締結
	民間事業者を公募するための成果水準書（仕様書）の作成	民間事業者を公募するための成果水準書（仕様書）の作成	民間事業者を選定するための、審査項目、審査基準、配点等の設定	地方公共団体と民間事業者との契約締結に向けた契約書案の作成

*検討内容の項目は、共通的ガイドラインの検討事項に沿って設定。

課題の上位3位は、「適正な成果指標・評価方法の設定」（56.0%）、「報酬の支払条件の設定」（39.3%）、「庁内調整」（29.8%）となっています

事前アンケート結果の共有

PFS/SIBの導入にあたり、課題と感じられている点を選択ください（複数回答可）。

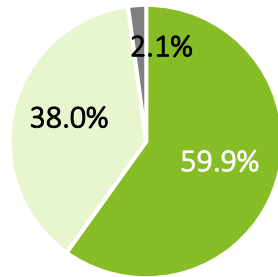


（単位：%）
回答者数：84件

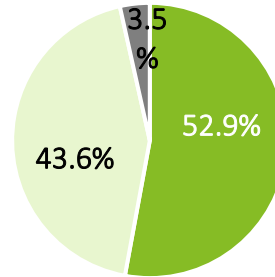
全地方公共団体に対して実施されたアンケートでも、多くの地方公共団体が「成果指標・評価方法の設定」や「支払条件の設定」が課題であると回答しています

地方公共団体が直面している課題

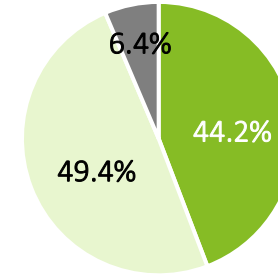
適切な成果指標・評価方法の設定が
困難な課題であると考えられる団体割合



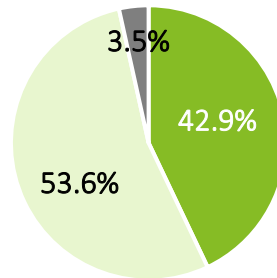
報酬の支払条件の設定をすることが
困難な課題であると考えられる団体割合



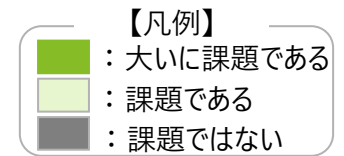
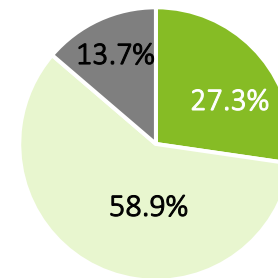
成果報酬を含む予算の確保が
困難な課題であると考えられる団体割合



適切な民間事業者の確保が
困難であると考えられる団体割合



地方公共団体内や議会関係者の理解が不足
していると考えられる団体割合



(出典：内閣府「国内におけるPFS事業の取組み状況について（令和4年）」をもとに作成)

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万5千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約345,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

